

大阪市告示第1479号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年11月25日(火)	午後4時から 午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年11月4日(火)	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年11月10日(月)	午前9時から
	令和7年11月17日(月)	午後1時まで
	令和7年11月25日(火)	午前9時から 午後9時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年11月1日(土)から 同月3日(月)まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年11月11日(火)	午前8時から 午後9時まで
	令和7年11月15日(土)	午前7時から 午後9時まで
	令和7年11月21日(金)から 同月22日(土)まで	
	令和7年11月30日(日)	

長居陸上競技場 トレーニング場	令和7年11月1日（土）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年11月2日（日）から 同月3日（月）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和7年11月5日（水）から 同月8日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年11月9日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和7年11月11日（火）から 同月15日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年11月16日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和7年11月18日（火）から 同月22日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年11月23日（日）から 同月24日（月）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和7年11月26日（水）から 同月29日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年11月30日（日）	午前9時から 午後6時まで
長居第2陸上競技場	令和7年11月1日（土）から 同月2日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年11月5日（水）	午前8時から 午後9時まで
	令和7年11月8日（土）から 同月9日（日）まで	午前7時から 午後9時まで

長居庭球場	令和 7 年11月26日（水）	午前 8 時から
	令和 7 年11月30日（日）	午後 9 時まで
	令和 7 年11月 3 日（月）から 同月 7 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時40分まで
	令和 7 年11月10日（月）から 同月14日（金）まで	
	令和 7 年11月17日（月）から 同月21日（金）まで	
	令和 7 年11月24日（月）から 同月28日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）